

# しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 島根県が交付する「しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業補助金」(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金交付の目的)

第2条 県は、「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度に応募し、建設工事での活用が有効と評価された新技術の利用拡大を図るため、販路拡大を目的とした広告宣伝に要する費用を補助する。

## (補助金の交付の対象及び交付率)

第3条 補助金の交付の対象は、「しまね・ハツ・建設ブランド」の登録事業者が、販路拡大を目的とした広告宣伝等の事業を行う場合に必要な経費に対して予算の範囲内で行う。

- 2 補助金の額は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の2分の1以内とし、この額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。なお、一つの申請に対する補助金の額の上限は100万円とする。
- 3 申請の単位は登録技術毎とし、補助の回数は各年度1回、通算3回までとする。
- 4 県の実施する他の補助事業や他の団体の助成制度を活用するもの及び財産の取得を伴うものは交付の対象としない。また、補助事業に要する経費のうち消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)についても交付の対象としない。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業補助金交付申請書(様式第1号)により知事に対して申請を行わなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、補助事業に要する経費のうち消費税等仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## (交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の申請書を受理し、その内容をしまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業補助金審査会(以下「審査会」という。)により審査した結果、適当であると認められる場合は、補助金の交付を決定し、様式第2号により補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)へ通知する。また、審査の結果、交付しない場

合は、様式第3号により申請者に対してその旨を通知する。

2 審査会の組織及び運営に関して必要な事項については、別に定める。

#### **(補助内容等の変更)**

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容に関して変更が生じる場合は、しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓補助金変更交付申請書（様式第4号）により知事に対して変更申請を行わなければならない。

2 知事は、前項の変更申請書を受理し、その内容を審査した結果、適当であると認められる場合は、交付金額の変更を決定し、様式第5号により補助事業者に対してその旨の通知を行う。

#### **(実績報告)**

第7条 補助事業者は、補助事業が終了した場合、事業の終了した日から起算して20日が経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業補助金実績報告書（様式第6号）により知事に対して報告を行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助事業に要した経費から減額して報告しなければならない。

#### **(補助金の額の確定)**

第8条 知事は、前条の実績報告書を受理し、その内容を審査した結果、適当であると認められる場合は、補助金の額を確定し、様式第7号により補助事業者に対して通知を行う。

#### **(請求)**

第9条 補助事業者は、補助金の額の確定を受けた場合は、しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業補助金請求書（様式第8号）により知事に対して請求を行う。

#### **(補助金の支払)**

第10条 知事は、前条の請求書を受理した場合は、補助事業者に対して補助金の支払いを行う。

#### **(書類の保管)**

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた場合、補助金に係る収支を明確にした書類等を作成し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### **(実施結果の報告)**

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日から6ヶ月間の補助事業に係る効果に

ついて、しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業実施結果報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。

**（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）**

第13条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第10号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

**（その他）**

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日限り廃止する。

ただし、平成27年度以前の登録事業者（「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要綱第5条第5項の規定により再度更新した登録事業者を除く。）に対するこの要綱の規定の適用については、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。